

(平成26年度厚生労働省委託事業)

## 職場における 受動喫煙防止のために

厚生労働省・都道府県労働局  
事業委託先: 株式会社 インターリスク総研

### 1 受動喫煙が労働者に及ぼす影響

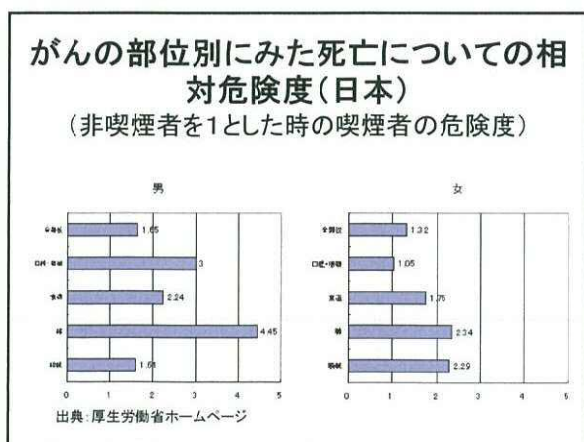
受動喫煙の問題に入る前に「喫煙者本人への健康影響(がんへの影響)について」考えてみよう



### がんによる死亡の相対危険度 (非喫煙者を1とした時の喫煙者の危険度)

相対危険度	男	女
平山らによる調査 (1966-82)	1.7	1.3
厚生省研究班による調査 (1990-97)	1.5	1.6

出典: 厚生労働省ホームページ



喫煙男性は、

- ① 非喫煙者に比べて肺がんによる死亡率が約**4.5倍**高い。
- ② 肺がん以外の多くのがんについても、喫煙による**危険性が増大**するとの報告。
- ③ 「喫煙」は世界保健機構(WHO)の国際がん研究機関(IARC)の発がん評価で**グループ1**(人間に対して発がん性あり。人間に対する発がん性に関して十分な証拠がある。)に分類。

### 循環器病による死亡についての 相対危険度

(非喫煙者を1とした時の喫煙者の危険度)

相対危険度	男	女
循環器病	1.4	1.5
虚血心疾患(心筋梗塞・狭心症など)	1.7	—
脳卒中	1.7	1.7

出典:厚生労働省ホームページ

### 呼吸器疾患等への影響

喫煙により、空気の通り道である気道や肺自体へ影響を及ぼすことが知られている。




喫煙は慢性気管支炎、呼吸困難や運動時の息切れなどの症状が特徴的な肺気腫や喘息等の**呼吸器疾患の原因**と関連。さらに歯周病の原因と関連があるという報告も。

### 妊娠中の健康への悪影響

喫煙は母体への影響だけでなく、胎児の発育に対する悪影響も懸念！

例えば・・・  
喫煙している妊婦は喫煙していない妊婦に比べて・・・

- ① 低出生体重児(出生時の体重2,500g未満)となる頻度が約2倍高い
- ② 早産、自然流産、周産期死亡(妊娠28週以降の死産と、生後1週間以内の早期新生児死亡)の危険性が高い



### 受動喫煙とは

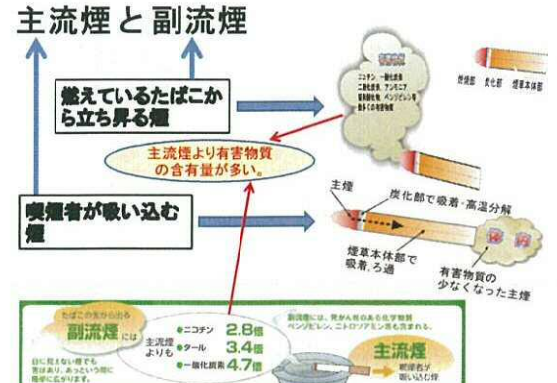
- ・室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。  
(健康増進法第25条)

### 受動喫煙による死亡者数の推計

- ・受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数は、年間 **約6,800人**。
- ・そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは **約3,600人**。

厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

### 主流煙と副流煙



成分	副流煙 (10本)	主流煙 (1本)
ニコチン	2.8倍	1.0倍
タール	3.4倍	1.0倍
第一酸化炭素	4.7倍	1.0倍

### 受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされること)と個別疾病との相対危険度

(非喫煙者を1とした時の喫煙者の危険度)

個別疾病の相対危険度	相対危険度
肺がん死亡数(US-EPA報告 1998)	1.19
虚血性心疾患死亡者数(Heらによる調査 1999)	1.25

受動喫煙についての健康影響として・・・

- ① 流涙、頭痛などの症状だけでなく、**肺がん**や**虚血性心疾患**等の疾患の死亡率等が上昇
- ② 非喫煙妊婦でも**低出生体重児**の出産の発生率が上昇
- ③ 小児では**喘息**、**気管支炎**といった**呼吸器疾患**等と関連あり
- ④ 乳児では**乳幼児突然死症候群**と関連あり

### 受動喫煙による健康障害の総括

- ① 「受動喫煙」は、ヒトに対して**発がん性がある化学物質** (例: ニコチン、ベンゾピレン、ニトロソアミン) や**有害大気汚染物質** (例: 一酸化炭素) への**曝露**
- ② 「受動喫煙」は、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など**呼吸器疾患の原因**。特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶという報告も。  
➡ **妊婦や子どもへの影響が大!!**
- ③ 「受動喫煙」によって、血管内皮細胞の障害や血栓形成促進の作用が認められ、**冠状動脈疾患の原因**に。
- ④ 「受動喫煙」によって、**急性の循環器への悪影響**あり

**IARC (国際がん研究機関)**  
「発がん性分類」において「たばこ煙 (tobacco smoking)」「受動喫煙 (tobacco smoke, second-hand)」「無煙たばこ (Tobacco, smokeless)」をグループ1 (ヒトに対して発がん性がある) と分類

**日本産業衛生学会**  
「許容濃度等の勧告2010年」で、タバコ煙を発がん性物質の第1群 (ヒトに対して発がん性がある) に分類

**受動喫煙の害は科学的な根拠をもって証明されている**

**他人のたばこの煙を吸わされることによって健康への悪影響が生じることが問題視されている!**

**だから、受動喫煙防止対策が必要!**

### 2 職場における受動喫煙防止対策の進め方

現在の職場の受動喫煙防止対策の指針と言えば…

平成15年5月9日付け基発第05009001号  
「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」

- ◆ **職場における喫煙対策のためのガイドライン**
- ◆ 職場の空気環境の測定方法等
- ◆ 職場における喫煙対策のためのガイドラインの解説

その他の関係文書として、

- 平成17年6月1日付け基安発第0601001号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について」
- 平成16年5月13日付け基発第0513001号「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」

### ◆「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に沿った受動喫煙防止対策のすすめ方

【ガイドラインの基本的考え方】

- 1 受動喫煙防止対策は、**労働衛生管理の一環**として職場で組織的に取り組み、**全員参加の下に確実に推進**
- 2 事業者は、ガイドラインに沿いつつ、事業場の実態に即して職場における受動喫煙防止対策に積極的に取り組むことが望ましい
- 3 適切な受動喫煙防止対策の方法として、**全面禁煙と空間分煙が例示されているが、全面禁煙がより望ましい**が、ガイドラインは空間分煙を中心に対策を講じる場合を想定

#### 全面禁煙

建物や車両内全体を常に禁煙とすること。

すべての人を受動喫煙から守る、確実に簡単な方法です。コストもかからず、喫煙室を清掃する手間も省くことができます。



#### 空間分煙


喫煙室でのみ喫煙を認め、喫煙室以外の場所を禁煙とすること。

たばこ煙の漏れを防ぐには

- 喫煙室外の換気設備
- 喫煙による煙の増加しないこと
- 喫煙室へ向かう気流
- 風速0.2m/s以上




### 【経営首脳者、管理監督者、労働者の果たすべき役割】



**経営首脳者**

法律の周知などを徹底し、率先して行動することが求められます。



**労働者**

法律に沿った受動喫煙防止対策に対して積極的な協力が求められます。

**体制整備 (委員会など)**

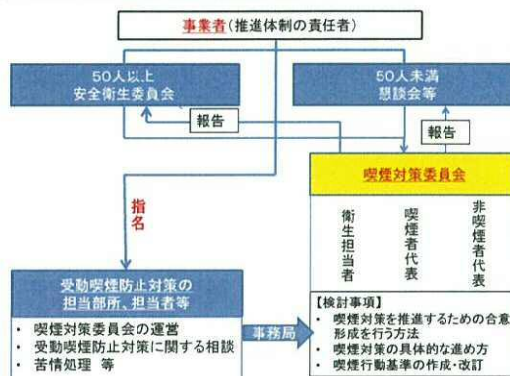
管理監督者  
受動喫煙防止対策を率先して実施するとともに、職員に対して適切な指導を行います。

**【受動喫煙防止対策の推進計画】**

受動喫煙防止対策の推進計画は、衛生委員会などで検討し、当面の計画および中長期的な計画を策定



**【受動喫煙防止対策の推進体制】**



**【施設・設備の対策】**

最も効果的な対策は全面禁煙(敷地内または屋内)

事業場の実情などを鑑みて  
空間分煙で対策する場合...

- 1 空間分煙の実施の際に設置する設備は、可能な限り「喫煙室」
- 2 喫煙室には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式である機器を設置



**【職場の空気環境】**



○ 職場の空気環境の測定は、受動喫煙防止対策の実施の効果を把握するため、**対策の実施の前後に行う**ほか、その効果を維持管理するために**定期的に行う**。



**【喫煙に関する教育等】**

- 以下に関する教育や相談を行うこと。
- 受動喫煙による健康への影響
  - 受動喫煙防止対策の内容
  - 喫煙行動基準など

**【受動喫煙防止対策の評価】**

定期的に受動喫煙防止対策の推進状況および効果の評価を行い、その結果に基づいて、対策の改善を進めること。

**【その他の留意事項】**

- 1 喫煙者と非喫煙者が相互の立場を十分に理解すること。
- 2 妊婦および呼吸器・循環器に疾患を持つ労働者については、格別の配慮を行うこと。  
 ↑ **喫煙が認められていない未成年についても、当然配慮が必要！**
- 3 受動喫煙防止対策の周知を図るため、ポスターの掲示、禁煙場所の表示などを行うこと。
- 4 喫煙対策の事例等の情報を収集し、関係者に提供すること。

**受動喫煙防止対策の周知、広報**

受動喫煙防止対策の周知徹底を図るため、ポスターやステッカーの掲示、パンフレットの配布、禁煙場所の表示等を行いましょう。



**3 職場の受動喫煙防止対策の現状および関係法令**

○ 事業所規模別の受動喫煙防止対策取り組み状況

(出典：平成24年度労働者健康状況調査(厚生労働省))



- ・ 約6割の事業所が全面禁煙または空間分煙を行っている。
- ・ 全面禁煙または空間分煙を行っている事業所は年々増加。
- ・ 規模の大きい事業所ほど対策が進んでいる。
- ・ 規模の小さい事業所ほど全面禁煙が多い。

○ 受動喫煙を防止するための取組について問題ありとする事業所(48.2%)の問題点(複数回答)



- ・ 約半分の事業所が対策に当たり**問題がある**と回答
- ・ 事業所規模が大きくなるほど問題があると回答(5,000人以上：68.5%、29人以下：46.7%)

**【国際的な動向】**

- ・ 平成15年5月 世界保健機構(WHO)「たばこの規制に関する世界保健機構枠組み条約」を採択
- ・ わが国は、平成16年6月批准、平成17年2月発効、世界で170か国以上が批准

**【主な内容】**

- ・ 締約国は、たばこ煙へのばく露が死亡・疾病・障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識する。
- ・ 職場などの公共の場所における効果的な受動喫煙防止対策を積極的に推進
- ・ 広告・販売・包装上の表示の規制
- ・ 密輸対策
- ・ 国内法に従い、たばこ産業の既存の利益からたばこの規制に関する公衆の健康のための政策を擁護するために行動



**【国内の動向】**

- 健康増進法(平成14年法律第103号)
- ・ 平成15年に施行。

《第5章第2節第25条》

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、**受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。**

- ・ 平成22年2月厚生労働省健康局長通知(抜粋)  
**「多くの人が利用する公共的な空間では、原則として全面禁煙であるべき」**

**【労働安全衛生関連法令における受動喫煙防止対策の歩み】**

(1) 快適職場指針(平成4年)  
 空気環境の項に「……、必要に応じ作業場内に喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること」と規定

(2) 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平成8年)

(3) 新ガイドラインの公表(平成15年)  
 「WHOたばこ枠組み条約」の採択  
 「健康増進法」施行

旧ガイドライン  
 旧ガイドラインの全面的見直し  
 新ガイドラインの要点

① 設備対策(空間分煙の場合、非喫煙場所に煙が漏れない喫煙室を推奨)  
 ② 喫煙対策機器(たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式を推奨)  
 ③ 職場の空気の基準(粉じん濃度、一酸化炭素濃度、喫煙室入口の風速)

(4) 労働安全衛生法の一部を改正する法律

労働政策審議会安全衛生分科会の建議(受動喫煙防止対策部分)  
 (平成22年12月、1回目)

- ◆ 一般の事務所、工場等  
 全面禁煙や空間分煙を事業者の義務とすることが適当
- ◆ 顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所  
 一般の事務所、工場等と同様の措置が適当だが、困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当(粉じん濃度 0.15 mg/m<sup>3</sup>以下、換気量 70.3×(席数)m<sup>3</sup>/時間)
- ◆ 国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう取組を推進

上記青字部分を含む内容の労働安全衛生法の一部を改正する法律案を提出

平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案

(4) 労働安全衛生法の一部を改正する法律

その後、とりまく環境の変化もあるため、再度労働政策審議会で審議

労働政策審議会安全衛生分科会の建議(受動喫煙防止対策部分)  
 (平成25年12月、2回目)

- ◆ 廃案になった政府案を踏まえつつ、一部の事業場で取組が遅れている中で義務とした場合、国が現在行っている支援がなく、かえって取組が進まなくなるおそれがあるとの意見にも十分留意し、法案の内容を検討することが適当

《成立した改正法の概要》

① 「事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置」を事業者の努力義務にすること。  
 ② 国は受動喫煙を防止するための設備の設置の促進その他の必要な援助を行うよう努めること。

(5) 第12次労働災害防止計画(受動喫煙防止対策部分)  
 計画の期間：2013年4月～2018年3月

(目標)  
 平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。

(講ずべき施策)

a 普及・啓発  
 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進

b 受動喫煙防止対策の強化  
 職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底

**【これからの職場の受動喫煙防止対策】**  
 平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法に基づき、職場の受動喫煙防止対策を推進

《労働安全衛生法の一部を改正する法律(抜粋)》

- ・ 事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。(新第68条の2)
- ・ 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、(中略)受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、(中略)その他の必要な援助に努めるものとする。(第71条一部改正)
- ・ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の労働安全衛生法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(新附則第7条)

**【これからの職場の受動喫煙防止対策】**

- ・ 改正法の施行日は公布日から1年以内の政令で定める日(平成27年6月までに施行)
- ・ 今回の改正で、職場の受動喫煙防止対策は「快適職場形成」→「健康の保持増進」の観点の取組みに

《これから事業者に求められること》

① 「事業場の現状(例:現在の喫煙の状況、講じている対策、施設構造、顧客・従業員の構成)」「対策を行う上で発生しうる問題・懸念」を把握・分析  
 ② ①を踏まえて、実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力

**4 職場の空気環境の測定方法**

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の別紙「職場の空気環境の測定方法等」

**【測定の目的】**

- ① 対策実施前の職場の空気環境の把握
- ② 対策の効果の把握
- ③ 維持管理

**＜測定項目＞**

- ① 浮遊粉じんの濃度
- ② 一酸化炭素の濃度
- ③ 非喫煙場所から喫煙室への気流の風速

**【測定の種類】**

**＜対策の実施前＞**

- ・ 通常の勤務状態の日に1日以上実施
- ・ 測定を行う室において喫煙者数の増減がある場合、喫煙者数が多い日と少ない日について、それぞれ1日以上実施

**＜対策の実施後＞**

- ・ 通常の勤務状態の日に1日以上実施
- ・ 対策実施後に対策機器などを変更した場合についても同様

**＜対策の効果の維持管理＞**

- ・ 3月以内ごとに1日以上（四季による室内の温度の変化の影響などを考慮）
- ・ 労働者から特に測定の希望のあった場合も測定
- ・ 測定の結果が良好な状態で1年以上継続した場合は…

→ 衛生委員会などにより検討

測定実施頻度の減や、非喫煙場所の測定の省略も可能。

**【測定回数】**

**＜事務室＞**

- ・ 通常の勤務時間中において、一定の時間の間隔ごとに、可能ならば1日3回※以上測定
- ※ 「始業後おおむね1時間」「終業前おおむね1時間」「その中間の時点（勤務時間中）」の実施を推奨
- ・ 経時的な変化を把握するためには、測定回数を多くすることが必要。

**＜喫煙室および事務室以外の非喫煙場所＞**

- ・ その室の使用中に1回以上測定

**【測定点】**

**＜浮遊粉じん及び一酸化炭素＞**

床上約1.2mから約1.5mまでの間の一定の高さ

- ・ 室における事務機器などの設置状況、空調和設備の方式、床面積などの状況に応じて設定
- ・ 測定点は、1室について5点以上
- ・ 喫煙室についてはその室の広さに応じて設定

**＜非喫煙場所から喫煙室への気流の風速＞**

非喫煙場所と喫煙室の主たる開口面について、**上部、中央部、下部の3点**

- ・ 喫煙室の扉は**完全に開放した状態**で測定

以下については、上記とは別に測定点を設定することも必要

- ① たばこの煙が滞留している箇所
- ② 労働者から特に測定の希望があった箇所

**【評価】**

浮遊粉じんの濃度 : **0.15mg/m<sup>3</sup>**以下  
 一酸化炭素濃度 : **10 ppm**以下  
 非喫煙場所から喫煙室に向かう気流の風速: **0.2m/s**以上

- ・ 各測定点における測定回ごとの測定値によって、経時的な変化などを把握。
- ・ 測定結果は「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の別添で示されている記録用紙を参考として記録し、**3年間保存**。

**【測定機器】**

- ・ 浮遊粉じんの濃度:  
校正された**相対濃度計**または分光ろ紙じん埃計
- ・ 一酸化炭素濃度:  
検知管またはこれと同等以上の性能を有する機器
- ・ 風速:  
一般用風速計



写真は測定機器の一例である

5 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場の事例

○ 喫煙室に排気装置を増設



○ 食堂の隣に喫煙室を設置



○ 換気扇を設置した喫煙室(その1)



○ 換気扇を設置した喫煙室(その2)

(シートカーテンで囲った喫煙コーナーを喫煙室に改造)



○ 換気扇を設置した喫煙室(その3)



【職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の支援事業】

(1) 受動喫煙防止対策助成金

- 対象事業主：すべての業種の中小企業事業主
- 助成対象：喫煙室の設置のための費用  
換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置のための費用(飲食店・宿泊業を限る事業場に限定)
- 助成率、助成額：受動喫煙防止対策のための費用の1/2(上限200万円)
- 問い合わせ先：各都道府県労働局健康主務課  
※平成25年度から以下のとおり支給要件を見直した。  
対象事業主：飲食店、宿泊業等に限定→すべての業種に拡大  
助成率：1/4→1/2に拡充  
※平成26年7月から以下のとおり支給要件を見直した。  
助成対象：「換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置」を追加



(2) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施。
- 依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。
- 平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。
- 企業の研修や団体の会合に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について出前講座を行います。
- 費用は無料(電話相談、実地指導及び説明会参加のいずれも)  
(平成26年度事業受託業者 株式会社 インターリスク総研)

(3) たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

- 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器(粉じん計、風速計)の貸し出しを実施。
- 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方を電話・実地で説明。
- 貸出費用は無料(平成26年度から機器の往復の送料も無料)  
(平成26年度事業受託業者 柳田科学株式会社)

